

6 公文用語の改善について

【問】 公文用語の改善の仕事の由来と、その現在の進行状態を知らせてください。

【答】 公文用語の改善の仕事は、大正8年4月に、文部省内の公用文を口語体に改める旨の次官通達を出したことに始まって、大正15年6月には、内閣訓令をもって「法令形式ノ改善ニ関スル件」を公布するにいたりましたが、当時はまだじゅうぶんその成果をあげることにはできませんでした。戦後、昭和21年4月、新憲法の口語体の草案が発表されたことを契機として、同月、次官会議の決定で

今後、各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。

ということになり、それから国語審議会の建議などによって、一貫して公用文の用語・用字をやさしくする作業が進められました。そして最近では昭和29年11月、法制局次長の通達「法令用語の改正の方針」および「法令用語改正要領」によって、法令用語が、いっそう、やさしいことばに言い換えられることになりました。たとえば

「鎖鑰・鑰匙」は「かぎ」に、また「堰堤」は「ダム」というふうに。

参考のため、その全文を次に掲げておきます。

法制局総発第89号

昭和29年11月25日

(各省事務次官) 殿

法制局次長 林 修 三

法令用語の改善については、本年10月7日事務次官会議で、国語審議会の「法令用語改善についての建議」の趣旨をおおむね妥当とし、支障のない限り国語審議会の作成した「法令用語改正例」に準拠する方針を申し合わせたが、当局でその実施要領を検討した結果、今後次の方針によって実施することとしたから、御了知願いたい。

法令用語の改正の方針

- 1 国語審議会の作成した「法令用語改正例」のうち、別紙改正要領に記載したものは、法律については第20回国会に提案するものから、政令については12月1日以降の閣議に提案するものから実施することとし、別紙改正要領に記載していないものは、今後検討の上漸次実施する予定であるが、その場合は、改めて実施の期日を定める。
- 2 実施の方法としては、新たに法律又は政令を制定する場合は、必ず別紙改正要領によるものとし、既存の法律又は政令を改正する場合において、改正が法令の相当な部分にわたるとき、改正の部分のみに改善すべき用語があるとき、その他大きい支障なしに別紙改正要領よることができることを認められるときは、これによるものとする。

法令用語改正要領 (29年11月内閣法制局)

第1 同音語

(A) 次のものは、一般に用いられるものだけを残し、一般的でないものは、今後他の表現を考える。

(遺棄
委棄 (用いない。))

(会議
開議 (用いない。たとえば「会議を開く」とする。))

(開示
戒示 (用いない。))

(看守
監守 (用いない。))

(技官
技監 (用いない。))

(原価
減価 (用いない。たとえば「減損額」とする。))

(不正
不整 (用いない。))

(B) 双方ともよく用いられてまぎれやすい次のものは、そのうちの一方または双方を一定の形にいいかえて用いる。

(解任
改任→改めて任ずる、交代

(看護
監護→監督保護

(看守
管守→保管

(干涉
管掌→つかさどる

(管理
監理→監督管理

起因
基因→もとづく、基く

(規定
規程→規則

広告
公告→公示

(厚生
更正→訂正, 修正
更生→再建, 再起

(詐欺
詐偽→偽り

商標
(証票→証明, 証片, 証紙
証標→徴票, しるし
証憑→証拠

(正規
成規→所定

(調整
調製→作成)

(表決
評決→議決)

(報償
報奨→奨励)

(法令
法例→準拠法令, 法令の適用関係)

(保佐人
補佐人→補助者, 補助人)

(C) 次のものは, 統一して用いる。

改定) 改定

改訂) 改訂

干渉) 干渉

関与) 関与

干渉) 干渉

干渉) 干渉

干渉) 干渉

干渉) 干渉

干渉) 干渉

作成) 作成

参酌) 参酌

主管者) 主管者

主幹者) 主幹者

招集) 招集

招集) 招集

招集) 招集

招集) 招集 (常況→常の状況)

招集) 招集

招集) 招集

招集) 招集

招集) 招集

招集) 招集

招集) 招集 (配賦→割当)

招集) 招集

招集) 招集

表 示) 表 示
 標 示) 表 示
 総 括) 総 括
 総 轄) 総 括
 和 解) 和 解
 和 諧) 和 解

る。
 継 統) 統 属)
 係 属) 統 属)
 広 告) 告 告)
 抗 告) 告 告)
 債 券) 券 券)
 債 権) 権 権)
 傷 害) 害 害)
 障 害) 害 害)

(D) 同音語でも、意味のまぎれるおそれのない、下記のようなものは、そのまま用い

第2 似た意味のことば

次のことばは、統一して用いる。

改 定) 改 定
 改 訂) 改 定
 交 代) 交 代
 更 代) 交 代
 交 迭) 交 代
 左 の) 次 の
 次 の) 次 の

趣 意) 趣 旨
 旨 趣) 趣 旨
 趣 旨) 趣 旨
 正当な理由) 正当な理由
 正当な事由) 正当な理由
 証 拠) 証 拠
 証 徴) 証 拠
 証 憑) 証 拠
 証 憑) 証 拠

第3 意味の通じにくい、むずかしいことば

(A) 次のことばは、表現が簡単すぎてわかりにくいから、一般に通じやすい表現に改める。

医 籍→医師名簿
 勸 解→和解勧告, 和解をす

すめる

監 護→監督保護
 毀 棄→損壊又は廃棄
 漁 撈→水産動植物の採捕
 誹 毀→名誉損傷
 蚕 蛹→蚕のさなぎ

臨 検→立入検査

(B) 次のことばは、似た意味の漢字を重ね合わせてしいてむずかしく作られているからそれぞれわかりやすい日常語に改める。

遺 脱→(判断を～)し忘れる

違 背→違 反

開 陳→述べる

勸 奨→すすめる

希 求→こいねがう

享 受→受ける

具 有→有する

枝 条→枝

思 料→考える

遵 守→守 る

尽 了→終 る

成 造→作 る

送 致→送る, 送付

藏 匿→かくまう

脱 漏→も れ

盜 取→盜 む

房 室→室, へや

申 述→述べる, 申立

論 示→示す, さとす

擁 壁→かこい

(以下は、当用漢字表にはずれた漢字を用いたことば。)

隱 蔽→隠す

湮 滅→なくする, 隱滅

汚 穢→よごれ

拐 引→かどわかす

灰 燼→灰

開 披→開 く

扞 止→(土砂～)止め, 防止

毀 壞→そこなう

欺罔, 欺瞞→だます

狹 隘→狭 い

驚 愕→驚 く

掘 鑿→掘 る

懈 怠→怠 り

喧騒→騒がしい, やかましい

戸 扉→戸

溝 渠→み ぞ

誤 謬→誤 り

鎖鑰, 鑰匙→かぎ

遮 断→とめる

鬚 髯→ひ げ

燒 燬→焼 く

牆 壁→しきり

塵 埃→ほこり

塵 芥→ご み

齟 齬→くい違い

隊 伍→隊

堆積→積る
治癒→なおる
禱祀→祈
紊乱→乱す
憫諒→あわれむ
編綴→とじる，とじ合わせる
包囊→包み
抹消→消す，消除
踰越→越える
誘拐→かどわかし
湧出→わき出る
宥恕→ゆるす
壅塞→ふさぐ
襤褸→ぼろ
漏泄，漏洩→漏らす
歪曲→ゆがめる

(C) 次のことばは，わかりやすい外来語に改める。

堰堤→ダム
汽鐘→ボイラー
空気槽→空気タンク
骨牌→かるた類
酒精→アルコール
檣頭→マストトップ
船渠→ドック

端舟→ボート
油槽→油タンク

(D) その他，次のような漢語の使用は，できるだけ避けてそれぞれ他のわかりやすい表現に改める。

威嚇(用いない)
閱歴→経歴
永期→長期
解止(用いない)
加功(用いない)
行用→行使
事由(用いない)
疾病→病氣
召喚→呼出し
成丁者→成年者
窃用→盗用
代務者→代行者
通事→通訳人
売得金→売却代金，売上金
配賦→割当
版図→領域
没取する→国庫に帰属させる
満限に達する→満了する
輸納→提出

第4 当用漢字表・同音訓表にはずれた漢字を用いたことば

(A) かな書きにしても誤解のおこらない次のことばはかなで書く。この場合かなの部分に傍点をつけることはやめる。

恐 喝→きょうかつ

強 姦→ごうかん

芥 溜→ごみため

昏 醉→こんすい

屠 殺→とさつ

賭 博→とばく

煉 瓦→れんが

猥 褻→わいせつ

毘 嚢 →わ な

賄 賂→わいろ

庫 裏→くり

煙 草→たばこ

諮 問→はかる

以 て→もって

此 →こ の

之 →こ れ

其 →そ の

為 →た め

等(ら)→ら

かな書きにする際、単語の一部分だけをかなに改める方法は、できるだけ避ける。

あつ旋→あっせん

と 殺→とさつ

ただし、漢字を用いた方がわかりよい場合は、この限りでない。

あへん煙

あて名

ちんでん池

ほうろう鉄器

(B) 次のものは、当用漢字表同音訓表にはずれた部分を、それぞれ一定の他の漢字に改めて書く。

慰藉料→慰謝料

苑 地→園 地

外 廓→外 郭

吃 水→喫 水

饗 応→供 応

魚 艙→魚 倉

繫 留→係 留

繫 船→係 船

繫 属→係 属

闕 席→欠 席

交叉点→交差点

扣 除→控 除

雇 傭→雇 用

弘 報→広 報

撒水管→散水管

醇 化→純 化

障 碍→障 害

侵 蝕→侵 食
 訊 問→尋 問
 洗 滌→洗 淨
 疏 明→疎 明
 定繫港→定係港
 碇 泊→停 泊
 顛 覆→転 覆
 破 毀→破 棄
 蕃 殖→繁 殖
 拋 棄→放 棄
 輔 助→補 助
 緬 羊→綿 羊
 落 磐→落 盤
 剩 す→余 す

(C) 次のものは、それぞれ他の一定のことばにいいかえる。

印 顆→印形, 印
 淫 行→みだらな性行為
 曳 船→ひき船
 捺 印→押 印
 穩 婆→助産婦
 瑕 疵→きず, 欠陥
 牙 保→周 旋
 陷 穽→落とし穴
 涵 養→養成, 育成
 毀 損→損 傷
 羈 束→拘 束

義 捐→救援, 援助
 救 恤→救 援
 橋 梁→橋、
 牽 連→関 連
 股 分→持 分
 鑿 井→井戸掘り
 卸 任→解 任
 首 魁→主謀者
 竣 功→完 成
 傷 痕→傷 病
 塵芥焼却場→ごみ焼き場, ご
 み焼却場

神 祠→ほこら
 蔬 菜→野 菜
 稠 密→周 密
 貼 布→はりつける
 牴 触→ふれる, 抵触
 堤 塘→堤
 填 補→うめる
 顛 末→始末, 事の経過
 売 淫→売 春
 播 種→種まき
 彼此移用→相互移用
 彼此流用→相互流用
 七 首→あいくち
 封 緘→封
 瘋癲者→精神病者
 俘 虜→捕 虜
 辺陬の地, 僻地→へんぴな土

地

輸 贏→勝 敗
 烙 印→焼 印
 鄰 佑→隣 人
 聾 →つんぼ
 狼 狽→ろうばい, あわてる
 (その他今後用いないもの)
 溢 水
 瘖 啞者
 河 津
 澣 濯
 膠 沙
 出 捐
 鍼 盤
 僭 潛

梳 理
 攀 越

(D) 当用漢字表にない漢字を用いた専門用語等であって、他にいいかえることばがなく、しかもかなで書くと理解することができないと認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれにふりがなをつける。

砒 素
 蘭
 蛾
 禁 錮

第5 当用漢字表にあっても、かなで書くもの

虞 れ) おそれ
 恐 れ)
 且 つ→か つ
 従って(接続詞)→したがって
 但 し→ただし

但 書→ただし書
 外 →ほ か
 又 →ま た
 因 る→よ る

7 新字体について

新字体の権威

【問】 新しい字体は正式なものですか。

【答】 正式なものです。すなわち国語審議会で審議決定して建議したものが政府に採択されて、昭和 24 年 4 月 28 日に、内閣訓令同告示として公布されたものです。

旧字体について

【問】 わたしたち（父母）と子どもとで、よく新旧の字体でゆきちがいが起ります。旧字体ではまちがいでしょうか。

【答】 旧字体も漢字として「まちがい」ではありません。ただ、新旧字体の「ちがい」があるわけです。

この「ちがい」と「まちがい」との区別を知って、おたがいに新旧字体を了解することがたいせつだと思います。

それにしても、この次の時代には新字体のほうが一般に行われるはずですから、おとうさん・おかあさんも、なるべく新字体を使うようにしてください。新字体のほうがひじょうにやさしいのです。たとえば次のように。

やさしい新字体の例

旧字体	新字体	旧字体	新字体
體	体	廳	庁
縣	県	圓	円
聲	声	亂	乱
醫	医	廣	広
傳	伝	竊	窃
學	学	癡	痴

「式」と「弑」

【問】 「式」と「弑」は、どちらが正しいですか。

【答】 漢字としては、本来「式」なのですが、通俗に「弑」の形も行われてきました。それは「式」の字とまちがいがやすいことをさけるというような気もちもあったことと思います。新字体では、その一般に行われてきた形を、あらためて正字と認めたのです。それで、これからの常用文字としては「弑」の形を標準と認めて「式」の形は旧字体として取り扱うことになりました。

「海」の字体

【問】 「海」などは、みな「母」のテンテンがボウになったはずなのに、ここに添えた新聞の切りぬきのように、まだテンテンになっているのがあります。わたしの思いちがいでしょうか。

【答】 新字体では「母」はもとのまま、すなわち、テンテンです。その他は、すべて一筆に書く略字体になりました。その類の全部を次にあげておきます

每	海	梅	悔	侮	敏	繁	毒
---	---	---	---	---	---	---	---

お示しの新聞の「海」の例は、旧字体の形が残っているのです。

「總・聰」と「総・聡」

【問】 当用漢字および人名用漢字で、次の字はどちらが正しいですか。

總 総 聰 聡

【答】 「總」は当用漢字字体表で「総」となりました。これは、従来一般に通用したものを、これから書く新字体として正式に認められたものです。したがって「總」は旧字体ということになりましたが、旧字体としての正字として生きています。

人名用漢字の「聡」も、上の「総」に準じて、元来の「聰」を聡と書くことになっていますが、これもやはり旧字体としては正字として生きているわけです。

「灯」の字について

【問】 「灯」は「燈」のかわりにつかいますか。以前、官報の告示では「燈」でしたが。

【答】 大新聞では「灯」を「燈」の代字として使うようになっていきます。これは、国語審議会の審議報告によったものです。（6ページ参照）公文書、教科書の類では、まだ正式に認められておりません。

略字について

【問】 文部省としては略字を認めていますか。

【答】 いわゆる新字体、略字といわれるものは、当用漢字字体表によって正字と認められたものですから、その意味では略字ではありません。しかし一般に用いられている略字を絶対に認めないということはむりでしょう。「燈」の代りに「灯」の字体を用いることなども、公式の場合には妥当ではありませんが、特に必要の

あるばあい、または、ごく私的な文書に略字として用いることは禁止されているわけではありません。一般にどの字でも世間に用いられているものをまったく否定するということはありません。

「急」の字体

【問】 「急」の字の「ヨ」の中の「一」は、つきぬけるのが正しいか、つきぬけないのが正しいか、教えてください。

新聞には、大小の活字で両方の形があり、それを教材として用いるときに困ります。

【答】 「急」の字の「ヨ」は、字原的には「𠄎」のほうが原形に近いのですが、書道のほうでは古くから「ヨ」に書いてきました。

その書き方に同調して、活字のほうでも、これから新しくつくるときには「急」の形にしようということになったのが新字体です。その形が一般化するまでには時間をかけなければなりません。ですが、できるだけこれに協力してほしいという考えです。

教育の上では、「急」を基準として、当分の間は「急」でも「急」と同じ字だということを臨機に付説して教えていくというのが、おそらく現状に即した妥当な行き方だろうと思います。

しんにゅう

【問】 シンニョウのたて画の部分は、これからはまっすぐに書くのですか。もとどおりにゆすって書いてはいけないですか。

【答】 しんにゅうは、活字体で点が一つになっただけで(え>え)筆写体には関係がありません。それで、もとどおり「え」でよいわけです。

書き取りの採点について

【問】 書き取りのばあい、答案に新旧両字体が出てくるばあいがありますが、旧字体は全部誤りとすべきでしょうか。

【答】 書き取りをする前には、社会的に新旧字体が混用されている現段階においては、念のため、「新字体で書くこと。」ということに注意しておいて、その上で旧字体を書いたものは×としてよいと思います。

ただし作文などでは必ずしも×としないで、注意のしるしをつけてやり、おいおいに新字体を身につけるように指導することがたいせつだと思います。

8 筆順について

筆順のきまりについて

【問】 筆順にはきまりがあるものですか。

【答】 ある字について、それを正しく、そしてなるべく早く美しく書くことを目指して、昔の人が努力してきた経験の集積としてたしかに大体の基準があります。それが普通に筆順と呼ばれるものですが、それに従って書けば、自然に正しく、早く、美しく書く筋道を行くことになります。

その点、たとえば「田」の字は、外側の四角をさきに書いてあとから中の「十」を書いてもよく、また中の「十」をさきに書いて、あとから外側の四角を書いてよいというわけのものではありません。

ただ一つ注意すべきことは、ある少数の字には筆順が二つ（ごくまれには二つ以上）あることです。これはどちらも正しい筆順であって、そのうちの一つを誤りだとはいえません。これも「ちがい」であって「まちがい」ではないのです（25 ページ 参照）

そのうえ、新字体によって、これまでの伝統的な筆順だけではまかないきれないものがありますから、その点に注意すれば、あとはこれまでの筆順によってよいのです。

「必」の筆順

【問】 「必」の字の筆順を教えてください。

【答】 「必」の筆順は、古来の伝統としては次の二つがあります（かい書および行書として）。

(1) ソ L ヨ ヽ (2) ノ L > ヨ ヽ

次の二つは新しく考えられたものです。子供などには(3)が自然でしょうが、筆づかいの上からは(4)が自然です。

(3) 心 ノ (4) ノ L ヽ ノ ヽ

9 現代かなづかいについて

長音の「う」

【問】 大多数の長音は「う」で表わすのに、少数の語だけ「お」を使うので、その使い分けがたいへんむずかしいです。それでは旧かなづかいを知らなければ新かなづかいが書けないではありませんか。

【答】 「大」などを「おう」としないで「おお」と書くのは、旧か

なづかいは「おほ」であるからというわけではなく、その発音が長音でなくて（オオ）であるからという認定のもとにそう書くことになったのですが、実際にはその発音の区別がたやすくつかないもので、現代かなづかいにおける一つの悩みになっていることは事実です。しかし、その類の語は数が少なく、かつ漢字に隠れることが多いので、日常の用にはあまり不便がありません。長音とまぎらわしい語は次の 20 語ぐらいですから、教師としてはこれだけを覚えておけばよいわけです。

おおい (多い)	とお (十)
おおきい (大きい)	とおい (遠い)
おおう (覆う)	とおる (通る)
おおかみ (狼)	とおり (次の <u>とおり</u>)
おおせ (仰せ)	いきどおる (憤る)
おおむね (概ね)	とどこおる (滞る)
こおり (氷・郡)	ほお (頬・朴)
こおる (凍る)	ほのお (炎)
こおろぎ (虫の名)	もよおす (催す)

助詞の「は」

【問】 わたしはことし小学一年のこどもの親ですが、こくご読本に「わたくしは」

とあるのを

「わたくしわ」

としてほしいと思います。当局のお考えはいかがですか。

【答】 助詞の「は・へ・を」は「わ・え・お」とすると、あまり急激な改革のように感じられて、新かなづかい全体の実行にさしざ

わりがあるようでしたから、それだけはもとのままになったのです。将来、世論が熟して「わ・え・お」がよいということになるまでは一般には、現行のきまりに従っていくべきです。

「会津」「国府津」の「津」のかなづかい

【問】 「国語問題問答」第2集(20ページ)に、固有名物の新かなづかいについて出ている中に

会津 あいづ 国府津 こうづ

とありますが、わたしは、今日では「津」は死語と考えますので

会津 あいず 国府津 こうず

という一語と認めて、その「津」も「ず」のかなが書きたいと思います。

【答】 鉄道駅名のかながきのしかたについては、昭和22年に、運輸省と建設省地理調査部と、文部省との三者会議の結果、問題の「津」のつく地名・駅名についても、これに意味があると認め、かつ、ふりがなの意識があると考えて「づ」とすることになりました。「こうづ」も「やいづ」もその例の中にはいっています。

10 表記法上の諸問題

送りがなについて

【問】 送りがなについて、文部省か国語審議会できまったものがありますか。

【答】 送りがなについては、昭和21年3月に、文部省国語調査室

編の「送りがなの使い方」を文部省から出しました。その後は、それを基本として、少しずつ加除した規則を立てて教科書、公用文などに使ってきています。「文部省刊行物表記の基準」（後に「国語の書き表わし方」として刊行）などを御覧下さい。

【問】 次のような送りがなのしかたは、どちらが正しいですか。

戸締り	戸締	限り	限
答え	答	受け取る	受取る
受け取り書	受取書		

【答】 「戸締り」「限り」「答え」などのように書くことを原則として、そのうち「答」のように書き方が固定しているようなものはそれに従います。

教科書、公用文などでは、「受け取る」など、動詞として文章の中に書くばあいは送り、名詞は「受取書」などの慣用の書き方に従っています。

くぎり符号について

【問】 「お早う。」とかっこの中にマルをつけるがよいか。それとも「お早う」でよいか。

【答】 原則としては「お早う。」のほうがよいでしょう。そのうえで個人的な好みで「お早う」とだけにしておくこともありましよう。その点、どちらにしても文法上の誤りではありませんが、昭和 21 年 3 月に出た文部省国語調査室の「くぎり符号の使ひ方」によれば「お早う。」とします。

くりかえし符号について

【問】 「々」は、どう使ったらよろしいか。

【答】 「々」は、古くは「毎日々々」のようにも使ったものですが、近來は「点々」というふうに、上の一字だけにきかせる使い方が勢力を得るようになりました。現在の教科書では「点々」だけに用いていて、「毎日々々」などには避けている傾向です。

くの字符号の使い方

【問】 くりかえし符号のくの字点「〜」（印刷上やむを得ず横にする）は使ってよろしいか。どこからくり返すか。常識的に使うか。謡の本などには2行くらいの文をくり返しています。

【答】 「〜」の用法は、活字を用いるようになってからは、だいに退化していく傾向にあります。昔ふうに使えば「〜の〆〜」などにも使いますが、現在、教科書ではほとんど使わず、使ってもせいぜい「ふ〜」などのところす。

外来語の表記法

【問】 外来語の書き方が決まりましたか。

【答】 昭和 29 年 3 月、国語審議会の総会に「外来語の表記」案が報告されましたが、なお慎重を期することとして建議するまでにはいたりませんでした。しかし、この案の「趣意がひろく社会に普及し、一般に実行されることが望ましい」旨を添えて発表され

ました。これは、国語シリーズ「外来語の表記」に収めてあります。

かたかなの用法について

【問】 かたかなを、当用漢字以外の漢字のかわりに書いてもよいですか。近来、新聞でよく見うけます。

【答】 昭和 22 年度発行の文部省の国語教科書では、かたかなは原則として外国の地名人名、外国語、外来語ならびに物音や動物の鳴き声に使うことになっていました。

ただし、近来、新聞などでは、もう少しかたかなの使い方が広がっていますので、いわばかたかなの用法の問題が新たに起ってきているわけです。が、まだ決定的な結論は出ていません。

11 標準語の問題

問題のあり場所

【問】 標準語の問題はどうなっていますか。

【答】 標準語の問題は、国語白書にもありますように、なかなか広範囲にわたる、むずかしい問題であります。

国語審議会では、さきに標準語部会を設けてその審議にあたっていました。昭和 29 年 3 月の総会に、その 2 年にわたる審議結果の報告がありました。そして、これを次期の国語審議会に送付して、その審議の基礎的資料としての活用を託することになりました。

標準語の問題には、話しことばと書きことばとの両面にわたり、文法、用語、発音などの上に、いろいろな問題があります。

たとえば、

- (1) 「くださいませ」と「くださいませ」との使い方
- (2) 「感じる」と「感ずる」の使い方
- (3) 「を終わります」といってもよいかどうか。
- (4) 「むりからぬ」か「むりならぬ」か。
- (5) 「^{ほっそく}発足する」か「^{はっそく}発足する」か。
- (6) 「ほお」と「ほほ」の問題。
- (7) 「はえ」か「はい」か。

などの問題があります。

「うお」と「さかな」

【問】 わたくしどもは、なんでも「魚類」は「さかな」と呼んできましたが、「うお」と「さかな」を使い分けているむきもあります。どちらが正しいでしょうか。

【答】 「うお」は魚類の総称で、「さかな」は「副食物としてのうお」という意味に使ったのがもとです。そしてその使い方が現在でも広く各地に行われているのですが、東京では概してその区別がなく、なんでも「さかな」一本でまかなっているようです。ことばの立場からいえば、もとのように使い分けをするのが望ましいことですが、これを強制することも困難な点があります。

「じょうろ」か「じょろ」か

【問】 「如露」は「じょろ」ですか、「じょうろ」ですか。こどもの持っている辞典には「じょろ」とありますが、わたしたちも、

また生徒たちも、ひとりも「じょろ」といっているものはありません。みんな「じょうろ」といっています。

【答】 「じょうろ」は古く「如雨露」と書いていますから、その発音も「ジョーロ」であったと思われれます。その「如雨露」を略して「如露」と書くようになり、それを読んで「じょろ」ということばもできました。

ところで「じょうろ」はもと、ポルトガルからの舶来品であったらしく、その名もポルトガル語の jorro から出ていると考えられています。

さて、現代の標準語としてはどうかということになりますが、その点、国語審議会でもまだ決定していません。そこで、その決定があるまでは、現代の東京語でいっているように「ジョーロ」といっておけばよいと思います。

ただし、これを「ジョロ」といっても「まちがい」だとはいえないと思います。

「水郷」の読み方

【問】 「水郷」の読み方について、漢和辞典には「スイキョウ」とありますが、ラジオでは「スイゴウ」といっています。今日ではどちらを正しいとすべきでしょうか。

【答】 「水郷」の読み方は、漢和字典には漢文読みふうに「スイキョウ」となっていますが、実際には「スイゴウ」といって、それが現代一般の通用語になっています。

12 敬語の問題

「これからの敬語」

【問】 「これからの敬語」の全文を知らせてください。

【答】 巻末に付録しておきました。

女子の「〇〇くん」

【問】 教室で男子を呼ぶばあい、女子でさえ近ごろ「〇〇くん」というのが多く、女教員も男子を「〇〇くん」と呼ぶのが一般のようになりました。しかも高学年まで男女共学の今日、上へ行ってもこの言い方をつづけていくのではないかと思われます。それでいいかおたずねします。

【答】 お問い合わせの件は、さきに「これからの敬語」を審議するときにも問題になりまして、けっきょくはしばらく様子を見ようということになったのですが、そのさい是認説の要旨は、

(1) 第三者として聞くとき、それが男子のことになっているのか女子のことをいっているのかすぐわかる。

この利点は、男女共学の場が長く続くのにつれて増大する。

(2) この言い方は、これまでの「言者の立場」からする言い分けを、対象の性別に転移させるものであって、まったく新しい語法の発生である。これは、将来の日本語として大いに尊重して考慮すべきものである。

というのでした。

13 ローマ字の問題

新しい訓令について

【問】 ローマ字のつづり方がいよいよ決まったそうですが、その経過と公文の全部を示してください。

【答】 ローマ字のつづり方については、明治以来の懸案として持ちこされた標準式（ヘボン式）と日本式との2式の統一を目ざして昭和5年、文部省に設けられた臨時ローマ字調査会の審議の結果に基き、昭和12年に内閣訓令によるいわゆる訓令式が公布されましたが、戦後、さらに国語審議会で審議され、その結果、昭和29年12月に内閣訓令・同告示として次のように公布されました。

内閣訓令第一号

各 官 庁

ローマ字のつづり方の実施について

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方については、昭和12年9月21日内閣訓令第三号をもつてその統一を図り、漸次これが実行を期したのであるが、その後、再びいくつかの方式が並び行われるようになり、官庁等の事務処理、一般社会生活、また教育・学術のうえにおいて、多くの不便があった。これを統一し、単一化することは、事務能率を高め、教育の効果をあげ、学術の進歩を図るうえに資するところが少なくないと信ずる。

よつて政府は、今回国語審議会の建議の趣旨を採択して、よりどころとすべきローマ字のつづり方を、本日、内閣告示第一

号をもつて告示した。今後、各官庁において、ローマ字で国語を書き表わす場合には、このつづり方によるとともに、広く各方面に、この使用を勧めて、その制定の趣旨が徹底するように努めることを希望する。

なお、昭和 12 年 9 月 21 日内閣訓令第三号は、廃止する。

昭和 29 年 12 月 9 日

内閣総理大臣 吉 田 茂

内閣告示第一号

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を次のように定める。

昭和 29 年 12 月 9 日

内閣総理大臣 吉 田 茂

ローマ字のつづり方

ま え が き

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第 1 表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第 2 表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

第1表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第2表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dýu
dyo			
kwa			
gwa			
			wo

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべて n と書く。
- 2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に ' を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に ˆ をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。